



退職に伴う自動車保険・各種損害保険の今後のお取り扱いについてのご案内

(一般財団法人神奈川県厚生福利振興会)

退職後も現職同様に団体扱の割引率が適用されます！

(団体割引 自動車保険は17.5%、傷害保険は20% 適用)

※ 上記割引率は、令和3年4月1日以降変更になる可能性があります。

1. 各種保険にご加入されている方

退職に伴い令和3年4月より保険料を給与から控除することができなくなります。

つきましては、下表のとおりお手続きを完了して下さるようお願い申し上げます。

※ご連絡いただいた方から順次書類をお送りさせていただきます。

※手続きが遅れますと、その間の保険が適用にならない場合もございますのでご注意ください。

満期後の更新手続きにつきましては、更新時期になりましたら別途ご案内申し上げます。

保 険 種 類	お 手 続 き 方 法
自動車保険	《退職者団体扱に変更》・・・年一括払いのみ ① 自動車保険につきましては、振興会保険コーナー・団体扱いでご契約された代理店(◆注1)へご連絡をお願いいたします。
団体傷害保険 団体総合生活保険	《退職者団体扱に変更》・・・年一括払いのみ ① 団体傷害保険・団体総合生活保険につきましては、退職する旨を振興会保険コーナーまでご連絡ください。 月払いの方は、保険料残金を一括お振込ください。
かもめ所得補償保険	《加入している方》 ① ご加入の方は、保険料引き去りが2ヶ月遅れのため、満期日(6月1日)までの保険料残金が必要になります。 ② 退職後の更新はできません。
公務員賠償責任保険	《加入している方》 ① 手続き不要です。
積立保険	《一般個人扱に変更》 ① 退職する旨を振興会保険コーナーまでご連絡ください。 ② 保険料残金を一括お振込ください。(振込用紙を送付します。) ③ 更新時には一般扱で、代理店からご案内いたします。

2. 各種保険未加入の方

現在、当会の自動車保険・傷害保険に未加入の方でも、**ご退職後に新たにご加入いただくことができます。**

団体扱一括払いにより、割引率が適用され大変お得です。

現在加入されている保険会社の無事故等級も継承できます。

加入を希望する方は、下記「お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

お問い合わせ窓口

● 振興会 保険コーナー
☎ 045-681-1803
FAX 045-681-1806

(◆注1)ご加入の保険代理店・自動車販売店(ディーラー)等